

市民ギャラリーご利用案内

市民ギャラリーご利用案内

この案内は、佐野市市民ギャラリーを将来にわたって楽しく、しかも大切に使用していただくために、基本となる約束事を条例と規則から抜き出したものです。それぞれ例外的なこともありますので、原則のみを掲載します。いつまでも素敵な場所にしていくために、皆様のご協力をお願いします。

1 市民ギャラリーの名前と場所

- ◇ 名前 佐野市市民ギャラリー
- ◇ 場所 佐野市高砂町2794番地1（まちなか活性化ビル・佐野未来館2階）

2 何をするとおころ

- ◇ 文化芸術の分野における多様な表現活動に発表と交流の場を提供します。詳しくは別紙「市民ギャラリーご利用の手引き」をご覧ください。

3 利用できる時間

- ◇ 午前9時から午後5時まで（準備・片付け時間を含む）

4 休館日

- ◇ 12月29日から翌年の1月3日（ご利用のない日も閉館しています）

5 利用料金は無料です

6 利用できる人

- ◇ 市内に住んでいる人や通勤通学している人、市内を活動の拠点とするグループなど。

7 利用方法

- ◇ 別紙「申請書」を提出してもらいます。詳しくは別紙「市民ギャラリーご利用の手引き」をご覧ください。
- ◇ 提出先は、佐野市文化推進課（佐野市役所本庁舎3階）です。

8 申請期間と利用期間

- ◇ 申請 6か月前から14日前までです。
- ◇ 利用 14日間までです。

9 利用期間中の管理運営

- ◇ 利用申請した方が責任を持って自主管理します。

10 守ってもらうこと

- ◇ 禁煙、火気厳禁、飲食の禁止など、基本的なエチケットを守っていただきます。

11 とても大切な現状回復の義務

- ◇ 机やパネルボード、ピクチャー用のフックなど、いろいろなものをお貸ししますが、使い終わったら元のとおりに戻していただきます。なくしたり、壊したり場合には、弁償していただきます。壁や床を普通の使い方でないくらいに汚した場合にも同様です。

※そのほか、ご利用にあたって分からないことは、お気軽に文化推進課スタッフにお尋ねください。

皆さんの身近なアートな場を作るお手伝いをいたします。

ここは、あなたのアートスペースです